

文京区青少年健全育成会公式フェイスブック運用ポリシー

平成27年2月19日

文京区青少年対策地区委員会連絡会決定

1 目的

本ポリシーは、文京区青少年健全育成会が各地区で取得したフェイスブック（以下、「FB」という。）アカウントの運用に関する事項を定めることを目的とする。

2 基本ポリシー

各地区FBアカウントは、文京区青少年健全育成会の事業告知・報告等の情報を発信することを通じ、より多くの区民や地域団体に対して活動への理解と参加・参画を促すことをポリシーとする。

3 運用方法

各地区FBアカウントは、青少年健全育成会の各地区が管理し、以下のとおり運用することとする。

(1) 発信する情報

各地区FBアカウントでは次の情報を発信することとする。

ア 実施する事業の告知・報告

イ 事業の準備や実施日当日の様子（中止情報等含む）

ウ その他ボランティア募集等の情報

(2) 発信する上での留意点

各地区FBアカウントで情報を発信することについては、次の点に留意することとする。

ア 事業名、実施日時、内容、募集要項（参加者をFB上で募集する場合）を記載する等、誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信に努めること。また、参加人数が定員に達した際には、その旨を記載すること。

イ 信頼性が確保できない情報を発信しないこと。

ウ 掲載写真については、被写体となっている参加者の了承を事前に得ること。

(3) シェア機能について

各地区FBアカウントは、広範囲で事業を告知する場合に限り、他地区のFBアカウントにシェアを希望することが出来る。

(4) 成りすまし等への対応

児童青少年課は、各地区FBアカウントが文京区青少年健全育成会の公式FBアカウントであることを区公式ホームページに掲載し、成りすましでないことを証明する。

また、成りすましを発見した場合は、区公式ホームページにおいて情報を発信し、成りすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

4 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は区公式ホームページに掲載し、周知する。また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を各地区FBアカウントを通じて周知する。